

東日本大震災の被災者に係る保険料減免取扱要綱

平成25年7月10日

告示第7号

改正 平成26年7月11日 告示第13号
改正 平成27年3月31日 告示第6号
改正 平成28年3月29日 告示第7号
改正 平成29年3月31日 告示第7号
改正 平成30年3月5日 告示第7号
改正 平成31年3月5日 告示第8号
改正 令和2年3月3日 告示第5号
改正 令和3年3月11日 告示第4号
改正 令和4年3月3日 告示第7号
改正 令和5年3月27日 告示第10号
改正 令和5年3月31日 告示第13号
改正 令和6年3月15日 告示第4号

(趣旨)

第1条 この要綱は、栃木県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例(平成19年栃木県後期高齢者医療広域連合条例第28号)第18条第1項第5号の規定に基づき、東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。)による被災者であって、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等の対象地域における被保険者(東日本大震災後に県内市町に転入してきた被保険者をいう。以下同じ。)に係る保険料の減免に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 保険料の減免を受けることができる被保険者は、東日本大震災による被災者であって、次の各号のいずれかの事由に該当する者とする。

- (1) 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第15条第3項の規定による避難のための立ち退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難又は退避を行っていること。(平成23年4月22日に解除された地域を除く。)
- (2) 原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定による計画的避難区域及び旧緊急時避難準備区域(平成23年9月30日に解除された緊急時避難準備区域をいう。以

下同じ。) の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっていること。

(3) 特定避難勧奨地点（原子力災害対策特別措置法第17条第9項の規定により設置された原子力災害現地対策本部の長が、事故発生後1年間の積算線量が20ミリシーベルトを超えると推定されるとして特定した住居をいい、解除された地点を含む。以下同じ。) に居住しているため、避難を行っていること。

(4) 広域連合長が認める第1号から第3号に準ずる特別の事由があること。

(減免の対象及び減免の額)

第3条 減免の対象となる保険料額は、平成25年4月2日から令和7年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日）が到来する次の各号に掲げる保険料額とし、減免額は当該各号に定めるところによる。ただし、前条第1号又は第2号に該当する者はそれぞれの指示があつた日の属する月からの保険料額を、同条第3号に該当する者は通知を受けた日の属する月からの保険料額を対象とする。

(1) 平成24年度相当分の保険料額の全額

(2) 平成25年度相当分の保険料額の全額

(3) 平成26年度相当分の保険料額の全額

(4) 平成27年度相当分の保険料額の全額

(5) 平成28年度相当分の保険料額の全額

(6) 平成29年度相当分の保険料額の全額

(7) 平成30年度相当分の保険料額の全額

(8) 令和元年度相当分の保険料額の全額

(9) 令和2年度相当分の保険料額の全額

(10) 令和3年度相当分の保険料額の全額

(11) 令和4年度相当分の保険料額の全額

(12) 令和5年度相当分の保険料額の全額。ただし、平成26年までに指定が解除された緊急時避難準備区域、避難指示解除準備区域及び特定勧奨地点の世帯に属する被保険者については半額とし、令和6年度以後は減免の対象としない。

(13) 令和6年度相当分の保険料額の全額。ただし、平成27年中に指定が解除された緊急時避難準備区域、避難指示解除準備区域及び特定勧奨地点の世帯に属する被保険者については半額とし、令和7年度以後は減免の対象としない。

2 前項の規定にかかわらず、旧緊急時避難準備区域又は令和元年度以前に指定が解除された避難指示解除準備区域、特定避難勧奨地点、居住制限区域及び帰還困難区域の世帯に属する上位所得層（対象となる年度の高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。）第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が600万円を超える世帯をいう。以下同じ。）の被保険者にあつては、減免の対象としない。ただし、令和5年4月2日以降令和5年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域（飯舘村の一部及び富岡町の一部）の世帯に属する上位所得層の被保険者にあつては、令和6年度相当分の保険料の減免額は、令和7年3月31日までに普通徴収の納期限が到来するもののうち4月分から9月分までに相当する月割算定額とする。

3 （削除）

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年告示第13号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年告示第6号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年告示第7号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年告示第7号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年告示第7号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年告示第8号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の東日本大震災の被災者に係る保険料減免取扱要綱の規定は、平成31年度以降の年度分の保険料について適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年告示第 3 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の東日本大震災の被災者に係る保険料減免取扱要綱の規定は、令和 2 年度以降の年度分の保険料について適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年告示第 4 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の東日本大震災の被災者に係る保険料減免取扱要綱の規定は、令和 3 年度以降の年度分の保険料について適用し、令和 2 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（令和 4 年告示第 7 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の東日本大震災の被災者に係る保険料減免取扱要綱の規定は、令和 4 年度以降の年度分の保険料について適用し、令和 3 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（令和 5 年告示第 10 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の東日本大震災の被災者に係る保険料減免取扱要綱の規定は、令和 5 年度以降の年度分の保険料について適用し、令和 4 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（令和 5 年告示第 13 号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の東日本大震災の被災者に係る保険料減免取扱要綱の規定は、令和5年度以降の年度分の保険料について適用し、令和4年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則 (令和6年告示第4号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の東日本大震災の被災者に係る保険料減免取扱要綱の規定は、令和6年度以降の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。